

ボランティア活動保険

2023年4月26日

ご加入者ならびにご加入をご検討される方 各位

損害保険ジャパン株式会社
株式会社福祉保険サービス新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う
保険金支払の取扱い変更について

新型コロナウイルス感染症につきまして、2023年5月8日から、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、「五類感染症」に位置づける方針を政府が公表しています。

これに伴い、ボランティア活動保険の保険金のお支払い対象が以下の通り変更となりますのでご確認ください。ご不明な点等ございましたら、以下のお問い合わせ先までご照会ください。

特定感染症に関する取り扱い変更

2023年5月8日以降に発病（※）した場合、「ボランティア活動保険」において、新型コロナウイルス感染症は保険金支払いの対象外となります。

<プラン一覧>

発病日	補償内容	基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン
		補償開始日から10日以内は補償対象外（*）		補償開始日の初日から補償
～2023年5月7日	特定感染症 一類～三類	○	○	○
	新型コロナウイルス感染症	○	○	○
2023年5月8日以降	特定感染症 一類～三類	○	○	○
	新型コロナウイルス感染症	×	×	×

（*）4月1日付で前年度から継続して加入された場合は初日から補償します。

（注）その他の特定感染症（一類～三類）については引き続き補償いたします。

（注）2023年5月7日以前に発病（※）し、入院等が2023年5月8日以降となった場合は保険金のお支払いの対象となります。

（※）発病の時期、発病の認定は医師の診断によります。

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL：03-3349-5137

<受付時間>

平日：9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

■お問い合わせ先

株式会社福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2

新霞が関ビル 17F TEL：03-3581-4667

<受付時間>

平日：9：30～17：30（土・日・祝日・年末年始を除く）

ボランティア活動保険

<パンフレット等該当箇所>

(1) パンフレット P.1



(2) リーフレット



【旧】

- (※2) 「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症（※3・4）をいいます。2022年9月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものにかぎります。）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。
- (※3) 新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。）であるものにかぎります。（2022年9月現在、デルタ株やオミクロン株等の変異株も対象となります。詳細は取扱代理店または保険会社にお問い合わせください。）
- (※4) 医師に「新型コロナウイルス感染症」と診断された日が2022年9月26日以降の場合、宿泊施設・自宅での療養を「入院」とみなして保険金をお支払いする取扱いの対象を「重症化リスクの高い方*」としています（2022年12月現在）。
- *以下の方をいいます。
- ・65歳以上の方
 - ・入院を要する方
 - ・妊婦
 - ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- (注) 今後、変更となる可能性があります。

【新】

- (※2) 「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます（※2）。2023年4月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものにかぎります。）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。
- (※3) 2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症（※4）を発病（※5）した場合は保険始期にかかわらず保険金をお支払いできません。2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症を発病し、入院等が2023年5月8日以降となった場合は補償対象となります。
- (※4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。）であるものにかぎります。
- (※5) 発病の時期、発病の認定は医師の診断によります。
- (注) 今後取扱いが変更となる場合があります。

なお、パンフレット P.5 補償の内容 【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】や、リーフレット裏面の「お支払いする保険金の内容②」にも同様の記載があり、同じく変更となります。

本取り扱い変更はふくしの保険ホームページにも掲載します。随時更新しますので、最新の取り扱いについてはふくしの保険ホームページをご確認ください。

以上